

AmiVoice CS 外部生成 AI 連携サービスに関する特約条項

以下に定める特約条項（以下「本特約条項」といいます）は、本サービス（AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス）のオプションサービスとして提供される AmiVoice CS 外部生成 AI 連携サービスを利用する契約者に対して適用されます。

（定義）

第 1 条 本特約条項において、以下に定める用語は、各用語別に定義された内容の意味を有するものとします。以下に定義のない用語については、本規約（AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス利用規約）第 2 条（定義）に定める通りとします。

- (1) 「本生成 AI サービス」とは、当社が提供する AmiVoice CS 外部生成 AI 連携サービスをいい、ユーザーデータを人工知能（AI）の言語認識技術を用いて解析し、生成データが出力される生成 AI サービスをいいます。
- (2) 「ユーザーデータ」とは、契約者が本生成 AI サービスを利用するために送信されるデータ等をいいます。
- (3) 「生成データ」とは、ユーザーデータに基づき本サービス上で本生成 AI サービスから出力されるデータ等をいいます。
- (4) 「外部生成 AI サービス」とは、本生成 AI サービスの一部を構成する第三者の生成 AI サービスをいいます。外部生成 AI サービスには、Microsoft Corporation 社が提供する Azure OpenAI Service が含まれます。
- (5) 「外部生成 AI サービス提供者」とは、外部生成 AI サービスを提供する第三者をいいます。

（本生成 AI サービスの利用）

第 2 条 本生成 AI サービスの利用開始日、利用期間、利用方法及び契約金額は、利用契約に記載するものとします。

（ユーザーデータ及び生成データの取扱い）

第 3 条 ユーザーデータ及び生成データの著作権は契約者に帰属します。

2. ユーザーデータ及び生成データを、Microsoft Corporation 社が、自社の製品及びサービスの研究開発、品質向上、並びに機械学習のために利用することはありません。

（本生成 AI サービスの提供中止）

第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本生成 AI サービスの全部又は一部の提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本生成 AI サービス運用システムの保守又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 本生成 AI サービス運用システムの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 通信回線又はデータセンターの設備障害により本生成 AI サービスの提供を行うことができないとき
 - (4) 天災地変その他不可抗力事由により一時的に本生成 AI サービスの提供ができないとき
 - (5) 外部生成 AI サービスの障害その他の理由により本生成 AI サービスの提供ができないとき
2. 前項の定めに基づき本生成 AI サービスの全部又は一部の提供を中止する場合、事前に当社が適当と判断する方法で契約者に通知します。ただし、外部生成 AI サービスの障害又は緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
 3. 本条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、又は第 5 号の事由により本生成 AI サービスが一時的に中止された場合、当社はいかなる責任も負いません。

（本生成 AI サービスの廃止）

第 5 条 当社は、次に該当する場合、本生成 AI サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 天災地変等不可抗力事由により本生成 AI サービスを継続して提供ができなくなった場合
- (2) 本生成 AI サービス廃止日の 60 日前までに契約者に本生成 AI サービスの廃止を通知した場合
- (3) 外部生成 AI サービス提供者が外部生成 AI サービスの提供を中止した場合

（免責事項）

第 6 条 契約者は、本生成 AI サービスで使用している技術が、ユーザーデータを人工知能（AI）の言語認識技術により解析するため、契約者の意図を正確に把握できないことがあることを了解しているものとし、当社は、本生成 AI サービス及び生成データに関する一切の情報の正確性、完全性、適切性、有用性等についていかなる保証もせず、またこれにより契約者に生じる不便、不都合、その他一切の影響に

- 関していかなる責任も負わないものとします。
2. 契約者は、本生成 AI サービス上へのユーザーデータの送信について適法かつ正当な権限があること、及びかかる提供が法令及び第三者との間の契約に違反しないことを自らの責任において確認するものとし、当社はこれについていかなる保証も行わず、また、これに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
 3. 契約者による本生成 AI サービスの利用により、第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する等、何らかの紛争が発生した場合であっても、契約者はかかる紛争を自らの費用と責任において解決するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。
 4. 外部生成 AI サービスの利用ができなくなった場合、本生成 AI サービスも利用不可能となる場合がありますが、当社は、それによって契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

(禁止行為)

第 7 条 契約者は、本生成 AI サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本生成 AI サービスに関する情報を改竄する行為
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (3) 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
 - (4) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
 - (5) 本生成 AI サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (6) 本生成 AI サービスの利用以外の目的での外部生成 AI サービスの利用
 - (7) 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (8) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (9) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - (10) その他当社が不適切と考える行為
2. 契約者が、前項の定め該当する場合、当社は、本生成 AI サービスの提供を一時的に停止するか、又は利用契約を解除することができるものとします。

(データの保管)

第 8 条 契約者は、ユーザーデータ及び生成データを自らの責任においてバックアップするものとします。契約者が、ユーザーデータ及び生成データをバックアップしなかったことにより契約者が被った損害又は損失等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

- 第 9 条** 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本生成 AI サービスに関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、本生成 AI サービスの月額利用料の 3 か月分を超えないものとします。
2. 当社の責任は、契約者に現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(本特約条項の変更)

- 第 10 条** 当社は、本特約条項を随時変更することがあります。なお、この場合には、本生成 AI サービスの利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本特約条項を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、契約者に不利益な内容が含まれる場合は 30 日の予告期間をおくものとし、その他の変更の場合は、合理的な予告期間において、変更後の本特約条項の内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法で契約者に通知するものとし、ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(その他)

第 11 条 本特約条項に定めのない事項については、本規約の定めに従うものとします。

制定日：2025 年 10 月 8 日

改定日：2025 年 12 月 8 日